

「CROSSCOOP」サテライトオフィス利用申込書

2021.4.1

販売管理ID		※弊社記入欄	申込日		年		月		日
<input checked="" type="checkbox"/> 新規申込	<input type="checkbox"/> 契約変更	<input type="checkbox"/> その他()							

利用可能オフィス	CROSSCOOP新橋/内幸町CROSSCOOP渋谷CROSSCOOP新宿SOUTHCROSSCOOP新宿AVENUECROSSCOOP横浜CROSSCOOP仙台
-----------------	---

太枠内に必要事項をご記入下さい。※必須

■ 企業情報 ■	会社名	ふりがな： ※	捺印 (認印・角印不可)	
	代表者氏名	※	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 法人印 法務局登録印 事業部印 役職印でも可 </div>	
	会社住所	〒		
	ご連絡先 (電話)	※		

■ 契約日 ■	年 月 日	※ご契約締結可能な日程
----------------	-------	-------------

■ 利用開始日 ■	年 月 日
------------------	-------

■ 利用可能時間 ■	サテライトオフィスプラン平日9：00～18：00
-------------------	--------------------------

■ ご利用人数 ■	※ (名)	
------------------	---------	--

■ 事業内容 ■	※
-----------------	---

■ ご承諾 ■	※ <input type="checkbox"/> 裏面の利用規約に同意してCROSSCOOPサテライトオフィスを申し込みます。※規約をご確認の上、✓をお願いします
----------------	---

■ 利用者情報 ■	※ ご契約 手続き等 代表者様	ふりがな： TEL E-mail	・契約手続き代表者・・・ご契約手続きをされる方のお名前を記載下さい ・利用代表者・・・実際にオフィスをご利用される代表の方のお名前を記載下さい ・経理担当者・・・請求関係についてのご担当の方のお名前を記載下さい ・その他オフィスのお知らせ事項連絡先・・・ビルの定期点検や全館停電などのお知らせを運営側よりメールにて通知しております。連絡先アドレスを記載下さい。		
	※ ご利用 代表者様 ①	ふりがな： TEL E-mail	ご利用 代表者様 ②	ふりがな： TEL E-mail	
	※ 経理 ご担当者様 ①	ふりがな： TEL E-mail	経理 ご担当者様 ②	ふりがな： TEL E-mail	
	※ その他 オフィスのお知らせ 事項連絡先 ①	ふりがな： クロスコープ運営事務局からのお知らせを受信するアドレスを記載下さい E-mail	その他 オフィスのお知らせ 事項連絡先 ②	ふりがな： クロスコープ運営事務局からのお知らせを受信するアドレスを記載下さい E-mail	

■ 請求書送付先メールアドレス ■				※原則、請求書は「メール送付のみ」となります。
--------------------------	--	--	--	-------------------------

請求書送付先	ふりがな		TEL	
	氏名			
	E-mail			



■ 運営問合せ先 ■
 ソーシャルワイヤー株式会社
 シェアオフィス本部クロスコープ事業部
 TEL：050-6861-2909メール：info@crosscoop.com

弊社管理者記入欄

本部長	日付	確認者	日付	内覧担当者	日付
	/		/		/

CROSSCOOPサテライトオフィス利用規約

ソーシャルワイヤー株式会社(以下「運営者」といいます。)が提供する「CROSSCOOPサテライト」サービス(以下「本サービス」といい、本サービスの提供を行うオフィス施設を「本施設」といいます。)の利用に関して、運営者と第2条に定める契約者との間に適用される契約内容について、以下のとおり利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。なお、運営者が、本規約とは別に本施設に係る会員利用規約その他の規則、ルール等(以下総称して「利用規約等」といいます。)を定めたときは、利用規約等は本規約と一体となり、これを補完するものとします。

第1条(利用契約の成立)

本サービスの利用を希望する法人等は、必要事項を記載した利用申込書を運営者へ提出するものとし、運営者が当該申込を承諾した時点で、本規約記載の条件に基づき本サービスの利用契約が成立するものとします。

第2条(本施設の利用と利用資格)

1. 第1条により、本規約に基づき利用契約を締結した法人等(以下「契約者」といいます。)に所属する役職員のうち、運営者の指定する方法により登録した役員(以下「会員」といいます。)のみ、本サービスを利用することができるものとします。なお、契約者と会員との間の所属等が終了した場合、契約者は、速やかに運営者に報告し、当該会員の利用登録解除の手続きを行うものとします。
2. 契約者は、利用規約等の定めに従い、必ず会員同伴の上で本施設を利用することが認められた会員が利用できる(以下「ゲスト」といいます。)に本施設を利用させることができるものとします。会員同伴の上でゲスト以外の者も本施設は、会議室のみとします。
3. 契約者は、会員およびゲストに対し本規約を遵守させるものとします。

第3条(本施設の利用可能時間)

本施設は、申込書または、会員利用規約に定める利用可能時間内に限り利用することができるものとします。

第4条(本施設の利用方法)

1. 会員は、次に記載するものを除き、特に予約登録をすることなく利用可能時間内で本施設を利用することができます。
2. 本施設内の会議室を利用する場合、会員は、運営者に対して事前に電子メールによって予約をとり、予約をとり、利用するものとします。なお、利用をキャンセルする場合は、当該利用日の運営者の前営業日の営業時までとするものとします。
3. 会員は、運営者が規定するルールを順守して、本施設を利用するものとします。

第5条(利用料金)

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり運営者に対して利用料金を支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金は、20,000円(税別)とします。なお、会議室利用料については、4,000円(税別)/時間とします。
3. 会員またはゲストが、故意または過失により、本施設に設置された什器等を破損、毀損、汚損等した場合は、修理・交換・清掃等に要する費用を契約者に別途請求することができるものとします。

第6条(利用料金の支払い方法)

1. 契約者は、前条に定める利用料金について、毎月1日から末日までの1ヶ月間に本サービスを利用した各会員の利用料金の合計金額を、運営者からの請求に基づき、当該利用月の前月末日までに運営者の指定する銀行口座へ振込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とします。
2. 会議室の利用料金については、契約者は、利用月締の次月末日までに支払うものとします。
3. 利用期間は、月末をもって終期とし、特段日割り計算は行いません。
4. 利用料金を課税される消費税等については、その法律に定める税率により算出した税額を契約者が負担するものとし、その支払い方法については前項に従うものとします。

第7条(遅延損害金)

契約者が本規約に基づく利用契約から発生した金銭債務の支払いを支払い期日までに行わない場合、運営者は、当該未払債権に対し年14.8%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第8条(通知義務)

1. 契約者は、次の各号に定める事項に変更が生じた場合、速やかに運営者に通知しなければなりません。ただし、(1)号または(2)号に定める事項に変更が生じた場合については、契約者による専用サイトでの当該事項の変更登録をもって、通知したものとみなします。
- (1)契約者の本店所在地または住所
- (2)契約者の代表者
- (3)契約者の商号
- (4)本施設の利用に関する責任者の住所・氏名・連絡先
2. 前項に定める通知を怠ったことにより、運営者からなされた通知が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第9条(契約期間と解約等)

1. 契約期間は、本規約に基づく利用契約が成立した日から、その月の末日までとします。
2. 利用月の末日までに契約者または運営者から相手方に対する書面または電子メールによる別段の意思表示がないときは、本規約に基づく利用契約はさらに1ヶ月間更新されるものとし、その後も同様とします。
3. 本規約に基づく利用契約を解除しようとするときは、契約者は、解除を希望する月の前月末日前までに相手方に対し運営者が作成する所定の書面により申し入れることで本規約に基づく利用契約を解除できるものとします。
4. 前項に拘らず、運営者が理由の如何を問わず本サービスの提供を終了した場合、本規約に基づく利用契約も終了するものとします。この場合、契約者は運営管理者に対して損害賠償等何ら一切の請求ができないことを異議なく承諾します。ただし、運営者の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。
5. 運営者は、契約者に対し、書面または電子メールにより事前に通知をすることにより、各本施設の運営を個別に終了できるものとし、この場合、契約者は運営管理者に対して損害賠償等何ら一切の請求ができないことを異議なく承諾します。

第10条(本施設の利用権限)

本規約に基づき運営者が契約者に対して提供する本サービスは、契約者に対して本施設を継続的に占有する権原を付与し、または賃貸借もしくは使用借借の性質を有するものではなく、短期的かつ一時的な本施設の利用の許諾であるものとします。

第11条(利用制限・禁止事項)

1. 本サービスを利用する権利は、運営者の許可なく第三者に譲渡または貸与等をすることはできないものとします。
2. 本施設の利用にあたり、次に定める行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとします。(1)本施設および本施設の所在する建物(以下「本件建物」といいます。)について、契約者の住所、本店、または営業所の所在地として、名刺、ホームページ等に表示し、顧客または配達業者等に通知し、所轄官庁等に届出等を行い、または登記すること
- (2)公序良俗に反する行為、その他運営管理者が不適切と判断する行為
- (3)その他運営管理者や第三者に対する迷惑行為
3. 運営者は、会員またはゲストが前項の禁止事項に違反していると疑われる場合、契約者または会員に対して当該行為の詳細について確認を求めることができるものとし、契約者または会員は合理的な範囲でこれに協力をするものとします。

第12条(免責)

- 運営者は、次の各号に定める事由により会員およびゲストが被った損害については、その責を免れるものとします。
- (1)会員およびゲストの荷物・貴重品・電子データ等の私物の紛失・消失・盗難・破損または汚損等
 - (2)本施設内における事故、怪我、疾病等
 - (3)本件建物または本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
 - (4)地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
 - (5)その他運営者の責に帰さない事由による損害等

第13条(表明保証)

- 運営者および契約者は、相手方に対して、本規約に基づく利用契約締結前、締結時から終了までのすべての時点において、次の各号に定める事項を表明保証します。
- (1)自らが(契約者)においては会員を含みます。)暴力団、暴力団関係者、暴力団関係団体、いわゆる総会屋、社会運動団体、政治活動団体その他の反社会的勢力またはその構成員(以下総称して「暴力団等」といいます。)ではなく、かつ暴力団等に該当するおそれもないこと。
 - (2)自らの役員またはこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる者(社員、債権者、株主、出資者等を含む。)は暴力団等ではなく、かつ暴力団等に該当するおそれもないこと。

第14条(契約の解除)

1. 契約者または運営者が本規約に定める条項および利用規約等に定める義務を履行しない場合、相手方は、書面により期限を定めてその履行を催告し、期限を経過してもなお履行が困難となったときは、直ちに本規約に基づく利用契約を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約者または会員が次の各号に定める事由の一に該当したときは、運営管理者は、何らの通知、催告なく直ちに本規約に基づく利用契約を解除することができます。(1)契約者が利用料金等の支払を怠り、またはそれらの支払を度々遅延し改善の見込がないと運営管理者が合理的に判断したとき。
- (2)会員またはゲストが、第11条に定める禁止行為をしたとき。
- (3)会員またはゲストが、故意または過失により、本建物または本施設を毀失もしくは毀損し、または火災を発生させたとき。
- (4)契約者が差押、仮差押、仮処分その他の強制執行を受け、または競売を申し立てられ、あるいは国税徴収法による滞納処分その他公権力による処分を受けたとき。
- (5)契約者が破産手続、特別清算手続、民事再生手続、会社更生手続の開始の申立その他裁判上の倒産処理手続により、または解散等により、本規約に基づく利用契約の履行が困難となったとき、またはそのおそれが生じたとき。
- (6)契約者もしくは契約者の役員またはこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる者(社員、債権者、株主、出資者等を含む。)が、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を行う組織等の構成員であることが判明したとき、その他本宣言をこれらの組織等の者に反復継続して使用させ、あるいは出入りさせる等の行為があったとき、その他公序良俗に反する行為があったとき。
- (7)第13条に定める表明保証に反する事実が判明した場合、または契約者もしくは会員が次の①から④に定める事由の一に該当する行為をしたとき。
 - ①本施設に暴力団等であることを告知させる名刺、看板、代紋等の掲示。
 - ②本施設を暴力団等に反復継続して使用させ、あるいは出入りさせる等の行為。
 - ③暴力団等の威力を背景に粗野な態度、言動等を取り、運営管理者、本サービスの他の会員等に迷惑や不安感を与える行為。
 - ④本施設を各都道府県の条例等に定める危険物の販売等または特殊詐欺の用途、拠点に供する行為。
3. 運営者が前二項の定めにより本規約に基づく利用契約を解除した場合、契約者は、解除による損害等について運営者に対して何ら一切の請求を行わないこととします。ただし、第15条に基づく損害賠償の請求を妨げないこととします。

第15条(損害賠償)

1. 第14条に定める事由により本規約に基づく利用契約が解除された場合、違約当事者は相手方の被った損害について、相手方に対して損害賠償の責を負うものとします。
2. 会員またはゲストの行為等により、本施設、運営者もしくは他の会員その他の第三者に損害を与えた場合、契約者はその損害を賠償するものとします。

第16条(管轄裁判所)

本規約は日本法に準拠し、本規約に関して争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

第17条(守秘義務)

1. 運営者および契約者は、本規約に基づく利用契約締結に伴う折衝経緯、契約条件その他契約内容および会員の個人情報(個人情報保護法第2条に定める個人情報を含みます。以下同じ。)等の秘密性の高い情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対し提供してはけません。ただし、次の各号に該当する場合は除きます。(1)法令規則等により、または政府機関、証券取引所その他の機関等より要請された場合
- (2)本施設の管理・運営上必要な限りにおいて情報を開示しなければならない場合
2. 運営者は、契約者および会員から開示を受けた個人情報を厳重に管理する義務を負います。本案の規定は、本規約に基づく利用契約終了後も存続するものとします。

第18条(セキュリティカメラの設置)

1. 契約者は、運営者が本施設内にセキュリティカメラを設置することをあらかじめ承諾するものとします。
2. セキュリティカメラで撮影した映像は端末に保存され、一定期間経過後、古い映像から順番に削除されるものとします。

第19条(利用ログ情報の取得)

運営者は、会員およびゲストによる本施設の利用状況に関する情報(利用ログ)を収集し、統計データの作成や情報配信等、本施設の改良・品質の向上のために使用することができるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第20条(個人情報の取り扱い)

- 運営者は、会員およびゲストの情報、並びに本施設内に設置するセキュリティカメラの映像に含まれる個人情報について、法令等に従い次のとおり取り扱います。
1. 個人情報の利用目的 運営者は取得した会員およびゲストの個人情報を次の目的のために利用します。なお、運営者は、必要範囲で運営者が取得した個人情報を本サービスの委託先に提供することがあります。(1)会員およびゲストの登録情報に関する利用目的
 - ①登録情報および利用実績等の管理
 - ②会員およびゲストへの連絡およびアンケートへの協力依頼
 - ③本サービスに関連した新しいサービスの開発およびその情報提供
 - (2)セキュリティカメラで撮影した映像に関する利用目的
 - ①本施設内における本規約に違反する行為や犯罪行為の監視および抑止、捜査機関への情報提供
 - ②本施設の利用状況の確認および災害等有事の状況確認
 - ③本施設内における遺失物等の有無の確認
 2. 本条の定めにかかわらず、運営者は、必要があると認められる場合は、会員、ゲストの個人情報を法令およびガイドラインの定めに従い、第三者に開示・提供することがあります。
 3. 運営者は関係法令に従い提供された個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。
 4. 個人情報に関して本規約に定めのない事項については、運営者の定める個人情報保護方針に準ずるものとします。

第21条(本規約および利用規約等の改定)

1. 運営者は、合理的な告知期間をもっていつでも本規約(第5条の利用料金を含む)および利用規約等を改定できるものとします。なお、改定した本規約および利用規約等の効力はすべての契約者に及ぶものとします。
2. 運営者は、本規約および利用規約等の全部または一部を改定する場合、本規約および利用規約等を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、契約者へのメール、専用サイトへ掲載することその他適宜の方法により、これを契約者および会員に告知します。

以上